

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第17号

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(子ども医療費の助成申請) 第6条の2 <省略> 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) <省略> (2) 医療機関等において発行する医療に要した費用に関する領収書 <u>（瀬戸市母子保健法施行細則（平成25年瀬戸市規則第1号）に規定する養育医療の措置に要した費用の徴収（以下この項において「養育医療徴収金」という。）に係る場合を除く。）</u> (3) <u>養育医療徴収金に関する証拠書類として市長が認めるもの（養育医療徴収金に係る場合に限る。）</u> (4) <省略> (5) <省略> (6) <省略> (7) <省略>	(子ども医療費の助成申請) 第6条の2 <省略> 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) <省略> (2) 医療機関等において発行する医療に要した費用に関する領収書 (3) <省略> (4) <省略> (5) <省略> (6) <省略>

(8) <省略>

(7) <省略>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。